

平成27年10月16日

第70回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

## インサイダー取引規制に係る実務対応

全国株懇連合会

---

## 目 次

---

はじめに（提案の趣旨）	1
I 制度の概要	2
1. インサイダー取引規制の必要性と会社の未然防止の取組みの必要性	2
2. インサイダー取引規制の導入経緯とその後の沿革	2
3. インサイダー取引規制の全体像	3
4. 会社の未然防止体制	11
II 会社関係者のインサイダー取引規制（金商法166条）	14
1. 対象者	14
2. 重要事実	21
3. 公表	26
4. その他	30
III 公開買付者等関係者のインサイダー取引規制（金商法167条）	40
1. 概要	40
2. 規制の対象者	40
3. 公開買付け等事実	43
4. 公表	43
5. 株券等の買付け等・売付け等	44
6. 適用除外	44
IV 情報伝達・取引推奨行為に対する規制（金商法167条の2）	47
1. 経緯と概要	47
2. 本規制の対象者	48
3. 客観的行為要件	48
4. 主観的目的要件	50
5. 違反行為の抑止策（エンフォースメント）	51
6. 適用除外	52
V その他の規制	53
1. 役員・主要株主の売買報告義務（金商法163条）	53
2. 役員・主要株主の短期売買利益の提供義務（金商法164条）	56
3. 役員・主要株主の禁止行為（金商法165条）	59
4. 特定組合等の財産に関する特定有価証券等の取扱い（金商法165条の2）	60
VI 自己株式取得・処分等とインサイダー取引規制	62
1. 自己株式の取得	62
2. 自己株式の処分等	65
VII 未然防止体制の構築	67
1. インサイダー取引の未然防止に関する活動について	67
2. 規程モデル	76
VIII 違反事例発覚時の対応	83

1. 経緯報告書の提出.....	83
2. 証券取引等監視委員会による調査の開始.....	83
3. 社内調査の実施 .....	85
4. インサイダー取引規制違反が判明した後の対応.....	86
5. 再発防止策の展開.....	89
IX 刑事罰・課徴金・その他のリスク.....	90
1. 刑事罰 .....	90
2. 課徴金 .....	90
3. 氏名の公表制度 .....	93
4. その他のリスク .....	94
別表：重要事実および適時開示一覧表.....	96
【参考文献】 .....	130

[法令等の略称]

- ・ 金融商品取引法 ⇒ 金商法
- ・ 金融商品取引法施行令⇒金商法施行令
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令 ⇒ 開示府令
- ・ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 ⇒ 有価証券規制府令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程 ⇒ 上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則 ⇒ 上場規程施行規則
- ・ 東京証券取引所業務規程⇒業務規程

[判例集の略称]

- ・ 最高裁判所民事判例集 ⇒ 民集
- ・ 判例時報 ⇒ 判時
- ・ 金融・商事判例 ⇒ 金判
- ・ 判例タイムズ ⇒ 判タ

[文献の略称]

- ・ 木目田裕・上島正道監修 西村あさひ法律事務所・危機管理グループ編「インサイダー取引規制の実務（第2版）」  
⇒（木目田ほか「インサイダー取引規制の実務」（第2版））
- ・ 戸嶋浩二、久保田修平編著／峯岸健太郎、園田観希央、石川大輝、邊英基、佐川雄規、茨木雅明著「事例でわかるインサイダー取引」  
⇒（戸嶋ほか「事例でわかるインサイダー取引」）

## はじめに（提案の趣旨）

ここ数年の社会情勢として、経済政策による株価の上昇、NISA（少額投資非課税制度）や株主優待への社会的な注目の高まりもあり、個人による株式取引がより身近なものとなってきている。また、インターネットの利用が広がり、スマートフォン・タブレットのようなITツールが普及するなど、個人による株式取引を容易にするインフラも整ってきている。こうしたことから、インサイダー取引規制違反の潜在的リスクは年々増大してきていると考えられる。

さらに、これらのITツールの普及により、一個人がメールやSNS（Social Networking Service）等を用いて情報を発信することが容易になっており、重要事実自体が簡単に伝達されてしまうリスクも増大していると考えられる。加えて、インサイダー取引規制違反が発覚した後の会社や役職員が、不名誉な情報の拡散やインターネットからの過度の批判にさらされるなどのレピュテーションリスクも増大していると考えられる。

一方、課徴金の対象となる範囲、すなわち対象者やインサイダー取引とされる行為の範囲は拡大され、万が一発覚した場合には、公の制裁が課されるのみならず、前記のようなレピュテーションへのダメージを受けることとなる。よって、リスク、規制の適用範囲や制裁内容、結果としてのダメージが三重に厳しくなっている中、現実に情報受領者による摘発事案が増えていることも考えると、情報管理や未然防止体制の強化について、改めて検討し、実行していくべき時期を迎えているのではないだろうか。

当会では、平成15年10月開催の第58回全株懇定時会員総会、平成21年10月開催の第64回全株懇定時会員総会の二度にわたり、「インサイダー取引規制に係る実務対応」と題し、インサイダー取引規制についてわかりやすく説明するとともに、実務上の対応について提案してきた。

今回は、その後に改正された金商法の内容等を踏まえ、最新の状況や法制を反映したうえで改めて提案するものである。

今回の提案書を通し、インサイダー取引規制を巡る最新の状況を再認識いただき、各社における未然防止策の見直しや再強化に活用していただければ、幸いである。